

「平成 30 年度診療報酬改定講習会」

[開催日時] 平成 30 年 4 月 15 日（日）受付 9：30 開始 10：00 ～ 12：30

[会場] フクラシア浜松町（港区浜松町 1-22-5 センタービル 6 階）



JR「浜松町」駅から徒歩 1 分、都営大江戸線「大門」駅から徒歩 1 分
東京モノレール「浜松町」駅から徒歩 1 分

[定員] 80 名

[受講費] 技工士会会員・学生→無料 / 技工士会未入会員→5,000 円

[申込方法]

技工士会会員：当日受付（申込不要）席に限りがありますので、お早目にお越しください。

技工士会未入会員：①講習会名②氏名③連絡先（住所・電話番号）を記載し

下記 FAX でお申し込みください。

[内容] 平成 30 年 4 月実施歯科診療報酬改定に伴う歯科技工関連の解説

[講師] 清水潤一先生（日本歯科技工士会常務理事 大阪府歯科技工士会会長）

段階の世代が 75 歳以上となる 2025 年とそれ以降の社会・経済の変化や技術革新への対応に向けて、効率的な医療提供体制の整備とともに、新しいニーズにも対応できる質の高い医療の実現を目指して 2018 年（平成 30 年）4 月 1 日から社会保険診療報酬の改定が行われました。

私たち歯科技工士に関連する歯冠修復及び欠損補綴に関する改定内容については、生活の質に配慮した歯科医療の推進の観点から有床義歯（局部義歯・総義歯）、鑄造鈎（双歯鈎・二腕鈎）、線鈎、コンビネーション鈎、バー等の点数が増点されています。また、レジニンレーの新設、レジン前装金属ポンティックの整理と製作部位に応じた所定点数加算、フック、スパーの名称変更等、口腔機能の回復等に関する技術の評価の見直しが行われています。

良質な歯科医療に資する安全で質の高い歯科補綴物等を安定的に供給するためには、製作を委託する側の歯科医療機関と、受託する側の歯科技工所の双方が、歯科補綴物等に関する保険点数のしくみ等について共通認識の下、適正な歯科技工料金での委託・受託が行われなければなりません。

本講習会では、皆さんの健全な歯科技工所運営に資するため、製作技工に要する費用に関連する具体的な歯科診療報酬改定内容等について説明したいと思います。

[お問い合わせ] 一般社団法人 東京都歯科技工士会

〒170-0004 東京都豊島区北大塚 2-2-10 ヴィップ大塚香川ビル 4 階

TEL：03-3576-5611 FAX：03-3576-5615

